

【アメリカ】 サイバー攻撃関与者の資産凍結に関する大統領令

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 2015年4月1日、オバマ大統領は「著しく悪意のあるサイバー利用活動に関与する特定の者の資産を凍結する大統領令（E.O.13694）」を発令した。

1 大統領令発令の経緯

連邦政府はこれまでも、官民の機密の不正流出や国内の情報インフラへの危害を意図したサイバー攻撃への対策を講じてきた。直近では2015年2月25日、「サイバー脅威情報統合センター（CTHC）の設立に関する大統領覚書」（80 FR 11317）を発令して国家情報長官（DNI）にCTHCの設立を指示し、国務長官、国防長官、財務長官、商務長官、司法長官、国土安全保障長官、CIA長官、FBI長官、国家安全保障局（NSA）長官に対しては、アメリカの国益を脅かす外国からのサイバー脅威に関するあらゆる情報をCTHCにおいて共有すること等を義務づけた。また、同年3月13日には、「民間部門におけるサイバーセキュリティ情報の共有を促進する大統領令（E.O.13691）」を発令し、サイバー攻撃の脅威の迅速な特定と効果的な防衛のため、民間部門の連携強化や官民の情報共有の拡大を定めた。

このように、これまでのサイバーセキュリティに対する脅威への政府の取組は、ネットワーク防衛と発生した危機や攻撃への対応であったが、今回の大統領令では、アメリカの国益、経済の健全性、金融の安定化等を脅かす国外からの「著しく悪意のあるサイバー利用活動」に関与する者（団体を含む）の資産凍結権限を財務長官に与えるものである。著しく悪意のあるサイバー利用活動には、産業機密、個人情報等の不正流出・入手・利用等が含まれるが、これらはしばしば、経済的利益の取得を目的として、アメリカの情報インフラを用いて行われ、そのための資金の移転にもアメリカの金融機関等が利用されることが多いため、資産凍結という制裁によって、問題の活動や関与者による利益の取得の阻止となることが期待される。ただし、制裁の対象は、著しく悪意のあるサイバー利用活動に厳しく限定され、合法的なサイバーセキュリティ研究者や活動に用いるためにウィルス等に感染させられた機器の所有者は制裁の対象ではなく、制裁はオンライン上の言論の自由への制限とならないよう、慎重に実施されなければならないとする。

2 大統領令の概要

今回の大統領令は国際緊急経済権限法（IEEPA）や国家緊急事態法（NEA）等に基づき大統領が有する権限に基づいて発令され、国外の者が行う悪意のサイバー利用活動の広がりが国の安全、外交政策及びアメリカの経済への非常な脅威となっていることに対応するため国家緊急事態を宣言するもので、10か条から成り、主に以下のことを定めている。

(1) 財務長官への権限付与、制裁の対象等（第1条及び第5条～第7条）

全部又は主要な部分が国外に位置している者（団体を含む）に対し、当該の者が合衆国

の国家の安全、外交政策、経済の健全性又は金融の安定化に重大な脅威となりうるサイバー利用活動（著しく悪意のあるサイバー利用活動）を実行し、責任を有し若しくは共謀し又は直接若しくは間接に関与し若しくは物質的に寄与していると、財務長官が司法長官及び国務長官と協議の上で判定した場合、財務長官は、アメリカ国内にある、アメリカ国内に持ち込まれる又は合衆国の者の所有若しくは管理の下に入る当該の者の資産及びそこから得られる利益を凍結し、それらの送金、移転、売買等を禁止することができる。

著しく悪意のあるサイバー利用活動とは、①重大なインフラセクターを支えているコンピュータ又はコンピュータネットワークの諸サービスを損ない、又は著しい危険にさらすこと、②重大なインフラセクターの諸サービスを著しい危険にさらすこと、③コンピュータ又はコンピュータネットワークの有用性を著しく損なうこと、④国家の安全、外交政策、経済の健全性又は金融の安定化に重大な脅威となりうることを知りつつ、商業若しくは競争上の優位性又は私的な経済的利益のため、資金若しくは経済的リソース、産業機密、個人情報又は経済情報を不正に流出させること、⑤不正に流出したものと知りつつ、商業若しくは競争上の優位性又は私的な経済的利益のために④の産業機密等を受領又は利用すること、⑥①～⑤の未遂又はこれらに対する幫助を指す。また、この大統領令で禁止するこれらの事項を回避するための経済活動やそれらを試みることも禁止する。

「合衆国の者」とは、合衆国市民、永住権所持者、アメリカの法律に基づき設立され、又はアメリカの管轄権に服する団体（外国支店も含む）及び国内の全ての者を指す。

財務長官による判定及び制裁の実施については、制裁の効果にかかわるため、対象者への通告又は予告は行わない。

(2) 著しく悪意のあるサイバー利用活動へのあらゆる支援の禁止（第2条及び第3条）

制裁対象者に対する国際緊急経済権限法（IEEPA）第203条(b)(2)で制裁の例外として規定される人道的支援としての食料、医療、医薬品等の寄付は、国家緊急事態として認められず、それらの受領も認めない。

(3) 入国禁止（第4条）

制裁対象者の入国は、国益を害するため大統領権限で差し止める。その取扱いは、「国連安保理渡航禁止及びIEEPA制裁に関する外国人の入国差止めについての大統領布告第8693号（2011年7月24日発令）」第1条と同様とする。

参考文献（インターネット情報は2015年4月15日現在である。）

- ・*Blocking the Property of Certain Persons Engaging in Significant Malicious Cyber-Enabled Activities*, Apr. 1, 2015. <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/01/executive-order-blocking-property-certain-persons-engaging-significant-m>>
- ・「民間部門におけるサイバーセキュリティ情報の共有を促進する大統領令」については、岩澤聡「【アメリカ】サイバーセキュリティ情報の共有を促す大統領令」『外国の立法』no.263-1, pp.2-3. <http://ndl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9218613_po_02630101.pdf?contentNo=1>を参照。